

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年6月9日(月) 号外第63号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(11) (教育人材開発課) 2

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月9日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第11号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在 地		名称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在 地	
略							略						
鳥取工 業高等 学校	全日制 課程	工業学 科	略		略		鳥取工 業高等 学校	全日制 課程	工業学 科	略		略	
			制御・ 情報科	3年		38人				制御・ 情報科	3年		76人
			情報工 学科	3年		38人				略			
略							略						
米子南 高等学 校	全日制 課程	商業学 科	I T ビ ジネス 科	3年	342人	略	米子南 高等学 校	全日制 課程	商業学 科	ビジネ ス情報 科	3年	114人	略
										I T ビ ジネス 科	3年	228人	
		家庭学 科	生活創 造科	3年	114人				家庭学 科	生活文 化科	3年	38人	
略							略						
2・3 略							2・3 略						

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。